

○防衛省令第十一号

防衛省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律四十二号）の一部の施行に伴い、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

防衛大臣 小野寺五典

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

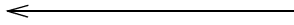
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	(災害救助の場合の無償貸付) 第十三条 防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び海上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）又は海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一 四 「略」 二 三 「略」
改正前	(災害救助の場合の無償貸付) 第十三条 防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一 四 「同上」 二 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。



附 則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。